

個人文書認証

日本で作成された文書は、台湾関係官庁への提出前に各管轄の弁事処(東京・横浜・大阪・福岡・沖縄・札幌)による認証を必要とされる場合があります。

認証の要否については、台湾の提出先機関に確認してください。

領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限り
ます。

本大阪弁事処 管轄区域	近畿地方	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	奈良県	和歌山県
	東海地方	愛知県	岐阜県	三重県			
	北陸地方	富山県	石川県	福井県			
	中国地方	鳥取県	島根県	岡山県	広島県		
	四国地方	徳島県	香川県	愛媛県	高知県		

～ 文 書 種 類 ～

公文書	<p>管轄内の政府機関[官公署・教育/医療機関等]にて発行/認証された文書</p> <p>例.戸籍謄本・住民票・印鑑証明・居住者証明・健康診断・予防接種証明 在学証明・卒業証書・成績証明・無犯罪証明書・出生/死亡届の写し等</p> <p>注1)本処管轄外で発行された公文書は不可(2019/12/01～)</p> <p>注2)台湾の文書[戸籍謄本・印鑑証明等]は、台湾の地方裁判所 (又は民間公証人)と外交部領事事務局にて要事前認証</p> <p>注3)公文書と私文書をひとまとめにした事前公証は不可</p>
私文書	<p>管轄内を居住地とする個人が作成した文書</p> <p>例.委任状/授権書・相続関係図/継承系統表・宣誓書・声明書・閲覧申請書・同意書 本文に対する訳文・個人の履歴書/在職証明書・残高証明書・外來人口統一證號申請書等</p> <p>注1)本人が来処しない場合は、本人による事前公証が必要</p> <p>注2)個人の履歴書/在職証明書・残高証明書…要事前公証 *台湾銀行関係の契約書等は、事前にメールにてお問い合わせください。</p> <p>注3)事前公証…本処管轄内の公証役場に限り 公証役場一覧 また各文書に分けて一部ずつ個別で公証を受けること</p> <p>注4)帰化前の台湾名を追記する場合、原戸籍謄本(帰化記載有)を要提出</p> <p>注5)訳文…本文と要同時認証(訳文の要否:提出先機関の判断に依る)</p> <p>領事の面前にて署名が必要な為、未署名の訳文を要提出</p> <p>○代理申請の場合</p> <p>a.申請者の本人署名</p> <p>—要事前公証:必ず本人が公証役場に出向くこと</p> <p>*本文が公文書の場合…本文は本処にて直接認証が必要な為、 [公文書コピー+訳文]に公証を受けること</p> <p>*本文が私文書の場合…[私文書本文+訳文]で公証を受けること</p> <p>b.代理人の代理署名</p> <p>—代理人名義の申請表(訳文用)が別途必要</p> <p>—代理委任状に訳文代署の旨を要明記</p> <p>—領事の面前にて署名が必要な為、未署名の訳文を要提出</p>

台北駐大阪経済文化弁事処

～必要書類(公文書)～

◆本人申請

1	申請表
2	認証文書の原本 ※要認証部数(原則直近3ヶ月以内発行)
3	認証文書の全頁白黒コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー *運転免許証は要両面コピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

◆代理申請

1	申請表
2	認証文書の原本 ※要認証部数(原則直近3ヶ月以内発行)
3	認証文書の全頁白黒コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー *運転免許証は要両面コピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートのコピー ②在留カード所持者…両面コピー ※コピー:A4縦方向
5	代理委任状原本 ○署名の場合…パスポートと同書式で要署名 ○押印の場合…要印鑑証明書
6	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー *運転免許証は要両面コピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートとその黒コピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

* 健康診断書の認証に関する注意事項について

[見本](#)

下記数点を必ず病院側に申し出てください。

認証申請前のメールによる画像確認のお問い合わせも可能です。

- ・予防接種証明書がある場合……………ホッチキスで診断書と綴ること
- ・複数頁にわたる場合……………全頁に要割印
- ・診断書に貼られた写真……………要割印
- ・病院詳細[名称・所在地・電話番号等]…要押印(ゴム印が無い場合は手書き可)

台北駐大阪經濟文化弁事處

台北駐大阪經濟文化弁事処

～ 必要書類 ～

◆ 郵送申請

1	申請表
2	公文書…認証文書の原本 ※要認証部数（原則直近3ヶ月以内発行）
	私文書…公証済みの認証文書原本 ※要認証部数 —必ず本人が公証役場に出向き、公証を受けること(代理公証は不可)
3	認証文書の各全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー * 運転免許証は要両面コピー
	—個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)の白黒コピー ②在留カード所持者…両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可
返送用封筒	日本在住者…レターバックライト:全項目を記入後、追跡用として事前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がしておくこと 台湾在住者…「EMS専用ラベル・A4/2枚組」(国際郵便サイトにて作成しプリントアウト)及び「1,450円分切手」と共に同封すること 宛先は個人に限られ政府機関等は不可 但し、可能な限り日本在住者による代理受取を検討してください。
郵送方法	現金書留…書類と費用が別々の郵送になる場合、その旨を要追記
宛先	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階 台北駐大阪経済文化弁事処 領務部 文書認証係 TEL:06-6227-8623
備考	・書類不備や本処管轄外の文書は、認証不可とみなし着払い返送 ・本処に申請書類が届いてから、約5開館日後の返送 ・郵送に関する通知連絡は行っていない為、自身で追跡番号を要保管

台北駐大阪経済文化弁事処

